

循環第1700号
令和3年(2021年)1月8日

各関係団体 各位

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
環境保全担当課長

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（通知）

北海道の環境行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

掲記の件について、別添環境省水・大気環境局長通知（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号）のとおり、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号。以下「改正法」という。）が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第304号。以下「改正政令」という。）が令和2年10月7日に、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号。以下「整備省令」という。）が令和2年10月15日に、関係告示が令和2年10月7日に公布され、改正法の施行日から施行されることとなりました。

貴職におかれましては、法令の厳正かつ実効性のある施行について、別添通知事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いします。

平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号環境省水・大気環境局大気環境課長通知「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（以下「仕上塗材に係る通知」という。）は、改正法の施行日をもって廃止します。

大気環境係 主査（地域環境） 阿蘇 TEL 011-231-4111(ext. 24-262) / FAX 232-4970 E-mail aso.toshifumi@pref.hokkaido.lg.jp 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
